

# 始良地域森林計画変更計画書

(始良森林計画区)



令和3年12月一次変更  
鹿 児 島 県

# 始良地域森林計画

計 画 期 間

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 1 3 年 3 月 3 1 日

令和 2 年 1 2 月 樹 立

令和 3 年 1 2 月 一 次 変 更

# 目 次

変更の理由	1
<b>Ⅱ 計画事項</b>	
<b>第3 森林の整備に関する事項</b>	
<b>1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）</b>	
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	2
（2）立木の標準伐期齢に関する指針	2
<b>2 造林に関する事項</b>	
（1）人工造林に関する指針	2
（3）植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針	3
<b>3 間伐及び保育に関する事項</b>	
（1）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	4
（2）保育の標準的な方法に関する指針	4
<b>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>	
（2）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	5
<b>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</b>	
（1）林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方	6
（3）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	6
（6）林産物の搬出方法等	6
<b>第4 森林の保全に関する事項</b>	
<b>2 保安施設に関する事項</b>	
（3）治山事業の実施に関する方針	7

## **【変更の理由】**

森林法第5条第1項に基づき策定した地域森林計画の一部を，同法第5条第5項に基づき次のとおり変更する。

なお，変更した地域森林計画は，変更計画の決定後ただちに効力を生ずるものとする。

## **変更の内容**

- 1 森林・林業基本計画の策定及び全国森林計画の変更に伴い，森林の立木竹の伐採に関する事項，造林に関する事項，間伐及び保育に関する事項，公益的機能別施業森林等の整備に関する事項，林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項，保安施設に関する事項の記載内容を変更した。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

カ 森林の生物多様性の保全，伐採跡地の連続性の回避，伐採後の的確な更新の確保，保護樹帯の設置等について，「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とすること。

##### （2）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は，主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に，森林の有する公益的機能，地域の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して表Ⅱ－4を参考に市町村森林整備計画に定めるものとする。

また，特定苗木などが調達可能な地域では，その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努める。

なお，標準伐期齢は，当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるためのものではない。

#### 2 造林に関する事項

##### （1）人工造林に関する指針

###### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は，市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の指針として定めるものとする。

造林すべき樹種は，適地適木を基本として，地域の気候，地形，土壌等の自然的条件，造林種苗の需給動向，木材の利用状況並びに既往の造林実績等を勘案して選定する。また，多様な森林を造成する観点から，広葉樹や郷土樹種を含め様々な樹種を検討するものとする。

なお，特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため，その増加に努めることとする。

###### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

###### （イ）人工造林の標準的な方法の指針

###### a 地ごしらえの方法

地ごしらえは，雑草木の地被物を全面的に刈り払い，植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は，緩傾斜の場合は等高線状に，急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。

また，伐採・搬出時に用いる林業機械を地ごしらえに活用し，期間を置かずに植栽を終わらせる一貫作業システムや低密度植栽の導入により，作業工程の効率化や再造林の低コスト化に努めるものとする。

### **(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針**

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況，天然更新に必要な稚幼樹の生育状況，林床や地表の状況，病虫害及び鳥獣害などの発生状況，当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等の観点から，天然更新が期待できない森林について適確な更新を確保すること。

なお，植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は，市町村森林整備計画において定めるものとする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の指針として定められるものとする。

間伐は、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部 平成18年11月）」に基づき、森林の現況、経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法及び間伐率等を定め行うものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入の検討に努めるものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（林務水産部 平成18年11月）」より一定の条件で算出したものを目安として表Ⅱ－7に示す。

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

〔下刈り〕

下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、原則として4～10月に実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目、3年目）には、2回刈りを行う。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

###### ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材等生産機能維持増進森林」として設定するものとする。

また、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定できるものとし、その基準を以下に示す。ただし、地域の実情に応じて加除することができる。

- (ア) 人工林を中心とした森林
- (イ) 災害が発生する恐れのない森林
- (ウ) 林地生産力が高い森林
- (エ) 傾斜が比較的緩やかな森林
- (オ) 林道等や集落からの距離が近い森林

さらに、設定する区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの森林の公益的機能の発揮に支障がないよう留意することとする。

###### イ 施業の方法に関する指針

森林の整備に当たっては、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することを旨とし、加えて生産目標に応じた伐採方法や伐期を選定し、植栽による確実な更新を図ることで、様々な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。



## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方

林道及び林業専用道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等に資する面も有することから、計画的な整備を促進する。

整備に当たっては、自然条件及び社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえた整備を推進し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、コスト縮減を図りつつ、野生生物の生息・生育状況等も考慮し、周辺環境との調和を図ることとする。

また、林道、林業専用道の整備に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

### (3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

表Ⅱ－9－2 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			林道・林業専用道
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	110～250	30～40
中傾斜地 (15～30°)	車両系	85～200	23～34
	架線系	25～75	
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60<50>～150	16～26
	架線系	20<15>～50	
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	5～15

(注1) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

### (6) 林産物の搬出方法等

#### ア 林産物の搬出方法

立木の伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮する。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 2 保安施設に関する事項

#### (3) 治山事業の実施に関する方針

流域における森林に関する自然条件，社会的要請，保安林の配備状況，災害の発生形態の変化などを勘案し，災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため，事前防災・減災の考え方に立ち，山地災害の危険性の高い地区等において，重点化・効率化を図りながら，治山施設の整備，荒廃森林の復旧，海岸防災林の造成などを計画的に推進する。また，流域治水の取組と連携し，浸透・保水機能の維持・向上に努めるとともに，流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムを設置を計画的に推進する。